

東京都公安委員会告示第 2 / 55 号

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 51 条の 4 第 6 項により弁明の機会を付与するので、同条第 7 項の規定に基づき、次のとおり公示送達する。

令和 8 年 8 月 25 日

東京都公安委員会

記

- 1 弁明の機会の付与を受けるべき者及びその件名
別添のとおり
- 2 弁明書の提出先
江東区有明三丁目 7 番 26 号 有明フロンティアビル B 棟
警視庁交通部駐車対策課放置駐車対策センターデータ審査係
- 3 弁明書の提出期限
令和 8 年 9 月 24 日
- 4 公示事項

当公安委員会は、道路交通法第 51 条の 4 第 6 項の規定に基づき、納付命令を受けるべき者に対し、弁明の機会を付与する旨の書面（以下「弁明通知書」という。）を送付したが、所在が不明のため、弁明通知書を送達することができないので、当該弁明通知書は当公安委員会（警視庁交通部駐車対策課）において保管し、いつでもこれを交付するから、弁明の機会の付与を受けるべき者は当公安委員会に出頭の上、受領されたい。

総業ジャパン 株式会社
有限会社 ランドワークス
花岡 優太
合同会社NMC management
秋葉 茂
合同会社 SMOOTH BUG
石塚 みゆき
福山 桂鵬
株式会社 ジュキキンTV
林 泰斗

放置違反金の納付命令に関する件 (第	30-109-260715-424417)
放置違反金の納付命令に関する件 (第	30-111-260714-428830)
放置違反金の納付命令に関する件 (第	30-111-260806-206257)
放置違反金の納付命令に関する件 (第	30-332-260703-202868)
放置違反金の納付命令に関する件 (第	30-436-260629-429501)
放置違反金の納付命令に関する件 (第	30-436-260714-429542)
放置違反金の納付命令に関する件 (第	30-438-260806-204940)
放置違反金の納付命令に関する件 (第	30-547-260606-203938)
放置違反金の納付命令に関する件 (第	30-557-260806-201891)
放置違反金の納付命令に関する件 (第	30-773-260709-442445)